

「DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関する
ワーキング・グループ」(第2回)議事要旨

【開催日時】 平成12年7月18日(火) 午後1時~2時55分

【場所】 東京証券会館8階 第5会議室

【主な議題】 1. ドイツの証券決済及び証券担保法制、欧州におけるPRIMAへの対応の状況並びに米国DTCの証券振替の実態(報告事項)
2. 清算機能の明確化
3. 清算機関の法的位置付け、担保法制など法制上の問題

【議事要旨】

最初に、神作座長から、ドイツの証券決済及び証券担保法制、欧州におけるPRIMAへの対応の状況について、長谷川委員から米国DTCの証券振替の実態について、それぞれ報告が行われた後、これらを参考に審議に入った。

1. ドイツの証券決済及び証券担保法制、欧州におけるPRIMAへの対応の状況並びに米国DTCの証券振替の実態

(1) 神作座長からのドイツの証券決済及び証券担保法制、欧州におけるPRIMAへの対応の状況についての報告

<ドイツの証券決済及び証券担保法制について>

クリアストリーム・バンキング・フランクフルトにおける証券決済及び資金決済の仕組み

リスク対策

ユーロによる決済を伴う即時決済手続の仕組み

寄託された証券の担保化

<欧州におけるPRIMAへの対応の状況について>

PRIMAとは(注)

PRIMAの意義と問題意識

諸外国の採用状況

(注) the place of the relevant intermediary approach: 国際証券取引の証券又は証券における権利の担保化の場合の準拠法において、CSD等の名簿所在地の法律に準拠するとの考え方。

* また、質問に対する回答として、クリアストリーム・バンキング・フランクフルトが提供するサービスについては、「清算機能」であるか、あるいは「ネットィング

に伴う計算業務」であるかが、必ずしも明確になっていないようである旨の説明があった。

- (2) 長谷川委員からの米国DTCの証券振替の実態についての報告
グロス=ネット型DVPスキームにおけるリスク・コントロール
DTCにおけるDVP証券振替の規則上の位置付け

2. 清算機能の明確化

主な意見は、次のとおりである。

- ・ 清算機能を論じる場合には、参加者にデフォルトが起こったときに、どの主体が責任を持って対処するかがポイントになると考える。また、清算機能を担うものが清算機関であるので、まず清算機能の方を明確化することが望ましい。
- ・ 今後、清算機関として期待される機能としては、約定照合 ネットティング 決済に係る保証及び 証券貸借が考えられるが、DVPを行うためには、清算機関としてどの機能が必要になるのかを検討していく方が、議論が集約されるのではないか。清算機関として、それらの全ての機能を有していることは必要条件とならず、また、必ずしもこれらの機能を一つの機関が行わなくてもよいと考える。

3. 清算機能の法的位置付け、担保法制など法制上の問題

主な意見は、次のとおりである。

- ・ 清算機能としてバイラテラル・ネットティングを行う場合、行為そのものに法律上の問題はなく、むしろ業法上の問題が存在すると考えられる。マルチラテラル・ネットティングは、我が国現行法下では行えない。
- ・ T+1、DVP実現のスケジュールを勘案すると、法制上も現実的な課題に絞って検討することが肝要である。
- ・ DTCについて決済途上にある証券の担保化が問題とならないのは、法的にはDTCが一時的に所有権を有しているとされているのではないかと史料されるが、必ずしも形式的な所有権の移転だけで全ての問題が解決できるとは限らない。

最後に、神作座長より、今後の進め方について、「次回から、議論を整理するために、事前に事務局からアンケート形式で御意見をいただくこととしたい。次回は、『証券・資金のセーフ・ガード措置』及び『各種リスク対策措置の管理方法』について御審議いただくこととする。」旨の発言があり、今回の会合は終了した。

【今後の予定】

次回会合は7月26日（水）に開催する予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又は
お電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456